

# 令和7年度より適用される主な税制改正について

## 1. 令和7年度 個人住民税の定額減税

個人住民税に係る定額減税（本人+扶養親族1人あたり1万円）は令和6年度（令和5年分）にて既に実施済ですが、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者（注）については令和6年度では把握できない場合があるため、令和7年度の個人住民税より減税を実施することになっております。

（注）同一生計配偶者（控除対象配偶者以外）とは……前年中の合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者と生計を一にする配偶者で、配偶者自身の前年中の合計所得金額が48万円以下の方

### 対象者および減税額について

対象者：令和6年中の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下の方で、住民税所得割が課税されており  
同一生計配偶者がいる方

減税額：同一生計配偶者（控除対象配偶者以外）分として…令和7年度住民税（所得割）から**1万円**減税

## 参考：令和6年分 所得税 定額減税について



住民税：令和6年度（令和5年分）

所得税：令和6年分 が減税対象！

### ①減税額について（所得税）

納税者本人の所得税の特別控除額は、次の合計額になります。

1. 納税者本人 …… 年税額3万円
2. 控除対象配偶者※または扶養親族（国外居住者を除く） …… 1人あたり年税額3万円

### ②減税の適用条件

納税者本人の合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみ2,000万円）

### ③令和6年分 確定申告 よくある質問

去年子どもが生まれました。 減税額はようになりますか。	令和6年中の扶養増減は所得税分のみ適用。以下のように反映されます。 ●会社勤めの方……年末調整により減税を適用 ●年金受給者の方…扶養親族等申告書提出により減税を適用 ●自営業者・その他申告が必要な方…令和6年分確定申告にて減税を適用
今回減税しきれなかった分は どうなるの？	年末調整、確定申告にて令和6年分確定申告（実積）が確定したうえで、令和6年度に支給した調整給付金（既給付）に不足分があった場合は、令和7年度実施予定の不足給付にて支給対象となる予定です。
給付金は既に受給しています。 確定申告では減税されないの？	令和6年度 調整給付金（令和5年分所得税推計値）と定額減税額（令和6年分所得税実積値）が異なっていた場合でも、令和6年分所得税確定申告はその年の収支実積をもとに算定いただいて問題ありません。
給与と年金で二重に定額減税 されています。追納が必要？	複数の公的年金等や給与等で重複して定額減税を受けたことのみをもって確定申告を行う必要はありません。ただし、下記の方は確定申告による清算を実施することになります。 ・確定申告申告不要制度の <b>対象外</b> となる方 ・所得税の還付を受けるために還付申告書を提出する方

## 2. 住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）の拡充・延長

### ①子育て世帯および若者夫婦世帯における借入限度額の上乗せ

子育て世帯・若者夫婦世帯（以下、子育て世帯等）が認定住宅等（注2）に令和6年に入居する場合には、令和4年・令和5年入居した際の限度額が維持されることになりました。

（注2）認定住宅等とは……認定住宅・ZEH水準省エネ住宅および省エネ基準適合住宅を指します。

#### 対象世帯

- 1 子育て世帯：19歳未満の子を有する世帯
- 2 若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが40歳未満の世帯

改正前（令和4年・5年入居）				
新築・買取再販住宅	認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅	
借入限度額	5,000万円	4,500万円	4,000万円	
（令和6年・7年入居：限度額の減額）				
借入限度額	4,500万円	3,500万円	3,000万円	
↓				
改正後（令和6年入居の場合：対象世帯は令和4・5年入居時の限度額を維持）				
新築・買取再販住宅	認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅	
借入 限度額	子育て 世帯等	4,500万円	4,500万円	4,000万円
	それ以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

### ②新築住宅の床面積要件の緩和

新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和する措置について、建築確認の期限が令和6年12月31日まで延長されます。（所得要件：1,000万円以下）

### ③令和6・7年に入居予定の新築住宅について：住宅ローン控除の申請を予定されている方へ

令和6年1月以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準を満たす住宅でない場合は「住宅ローン控除」を受けられません。 [詳細は国土交通省ホームページをご参照ください。](#)

2024年入居等の場合の借入限度額及び床面積要件について、以下（※今回の改正内容は下線）のとおり措置する。						
<入居年>		2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年	
控除率：0.7%						
借入 限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円	4,500万円	4,500万円	
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円	3,500万円	
		省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円	3,000万円	
		その他の住宅	3,000万円	0円 (2023年までに新築の建築確認：2,000万円)		
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円			
		その他の住宅	2,000万円			
控除期間		新築住宅・買取再販		13年（「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年）		
		既存住宅		10年		
所得要件		2,000万円				
床面積要件		50㎡（新築の場合） 2024(R6)年までに建築確認：40㎡【今回改正内容】（所得要件：1,000万円）				
※「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」						